

2013年5月30日

福島県知事
佐藤 雄平 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副団長 阿部裕美子
同 宮川えみ子
政調会長 長谷部 淳
幹事長 宮本しづえ

2013年6月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

大震災・原発事故から2年余が経過しました。現在も県内外で避難生活を送る15万人を超える方々をはじめ全県民に対する支援を徹底することと同時に、福島県として「原子力に依存しない社会」を求めるというメッセージを発信することが、多くの県民を励まし支えることにつながります。

安倍政権は原発再稼働・原発輸出をすすめようとしており、福島県民の深刻な実態に心寄せるところが一切見られません。増え続ける汚染水の問題は特に深刻です。

線量のみを基準とした避難自治体の区域再編、震災・原発事故被災者に対する支援の縮小・打ち切り、東京電力による原子力損害賠償の一方的な線引き・打ち切りなど、県民を幾重にも苦しめているその根底には2011年12月に政府が出した事故「収束」宣言があり、この宣言を政府に撤回させることが福島県の再生にとって不可欠です。

今月23日、茨城県東海村にある日本原子力研究開発機構の実験施設で、研究員の内部被曝と放射性物質の外部漏出事故が起きました。事故に至る経過や関係機関への通報の遅れ、放射性物質の安易な外部放出など、どの面でも福島原発事故が教訓とされていないことは明らかです。安倍政権が「最高水準の技術」「安全性への期待が寄せられている」などと強弁しすすめる原発再稼働や原発輸出について、あらためて中止を強く求めるものです。

アベノミクスと称される一連の経済政策は、日本経済の深刻な行き詰まりを、政府自らが「投機とバブル」をあおる「禁じ手」に手を出して乗り切ろうとするものです。経済政策とセットで狙われている消費税増税や社会保障の切り下げは、被災県である当県にとって復旧・復興の妨げ以外の何ものでもありません。県民のくらしと生業の再建に向けた支援こそが必要です。

自民党自らかかげた政権公約すら投げ捨て、TPP交渉参加にむけて前のめりになっていることに象徴される政府の外交姿勢も看過できません。沖縄米軍基地問題では沖縄の「負担軽減」どころか、普天間基地を温存しながら辺野古へ巨大基地を押し付けるものになっています。オスプレイの飛行訓練もはじまっており、二つの米軍飛行訓練ルートがある福島県にとっても無関係ではありません。

憲法をめぐる動きも重要局面を迎えています。安倍政権は憲法96条の改定を憲法改定の「突破口」として打ち出しましたが、このことが逆に憲法改定の是非を超えて多くの人々の批判を広げ、孤立を深める結果となっています。立憲主義を否定し、国民を縛るものに憲法を変質させることは断じて許されません。しかも、昨年4月に自民党が発表した「改憲案」は9条2項を削除して「国防軍」を創設するばかりか、基本的人権を定めた97条を全面的に削除するなど、憲法の平和的民主的条項の全面破壊をもくろむものとなっています。

この間、安倍首相が「村山談話」の見直しに言及し、「侵略の定義は学界的にも国際的にも定まっていない」「歴史家、専門家に任せるべきだ」などと国会答弁しています。橋下徹大阪市長の「従軍慰安婦が必要なのは誰でもわかる」などの一連の発言とあわせて、韓国や中国政府と外交交渉をおこなう土台を自らそこねる深刻な結果を招き、米政府からも懸念が寄せられる状況です。日本共産党は、歴史を改ざんし誤りを美化する道でなく、過去と正面から向き合い北東アジアの本当の友情が開かれる道へと歩みをすすめるために力を尽くすものです。

6月定例県議会に関して、以下の項目について要望します。

一、原発事故への対応について

原発事故から2年が経過してもなお、国・東電のずさんな汚染水の処理対応ひとつとっても収束したなどとはいえない深刻な状況が明白です。「10基廃炉」と「原発事故収束宣言の撤回」を安倍政権に明言させることなしに、本県の復興も県民の安全・安心もありません。未曾有の原発被災を受けた本県こそ、オール福島で、原発事故に関する国の責任を明確に求めるべきであり、知事の姿勢が問われています。

以下の点を、国に強く要請し、県として対応にあたることを求めます。

1. 本県の原発事故を真剣に教訓とし、再稼働や海外への輸出などの方針撤回とともに、7月にも決められようとしている原発の新「規制」基準そのものを撤回すること。
2. 原発事故の収束作業にあたって仮設備での対応を放置せず、国の責任で本設化をすすめること。その際、国として事故収束のための現地対策本部を設置するなど、主体的に責任を果たす仕組みをつくること。
3. 地下水の汚染状況は未解明であり、地下水であろうと汚染水と同様に海洋放出を認めないこと。同時に、増え続ける汚染水への対処にあたって、国の責任を明確にし、汚染拡大を許さない立場で対策にあたること。
4. 福島原発の「10基廃炉」の決断を文書で求めること。
5. 政府の「収束」宣言が、避難区域の再編、賠償・被災者支援の打ち切りなどで県民を苦しめています。「収束」宣言の撤回を明言するよう文書で申し入れること。

二、原発事故の全面賠償を求めることについて

4月25日の県原子力損害対策協議会の国・東電交渉では、ほぼゼロ回答でした。5月13日にふくしま復興共同センターが行った国・東電との集団交渉でも、東電は、加害者としての自覚も責任も誠意も全く感じられない不誠実な対応に終始しました。

1. 国に対して、県民が受けたあらゆる被害の全面賠償を行える賠償基準へと見直すよ

- う求める『県民集会』を県として開催すること。
2. 原子力損害賠償紛争審査会に対し、避難指示区域以外の地域についても住民の声を聴く機会を設け、指針を見直すよう求めること。
 3. 財物賠償の請求書類を簡素化させ、賠償請求への支援を強化すること。
 4. 原発事故による被害については時効を設けないとする立法措置を求めること。

三、除染を促進し、安心して住める環境を

除染の実施・促進における県のかかわりと責任を明確にすべきとの立場から以下求めます。

1. 除染が進まない原因を市町村ごとに分析し、国に必要な対策を求めること。
2. 県内の各公共施設の敷地の汚染について引き続ききめ細かく測定し、市町村と連携して除染を徹底すること。
3. 今年度引き上げられた労務単価が、既に発注済の事業についても適用されるようにし、現場作業員の労賃に反映するよう市町村と事業者徹底すること。また、警察がハローワークと情報共有するなど、暴力団の除染事業への介入を許さない仕組みをつくること。
4. 除染にあたっては、県はあくまで年間追加被ばく線量を1ミリシーベルト以下にするべきとの立場を堅持すること。

四、被災者支援について

1. 復興公営住宅の建設を急ぐこと。
2. 被災者生活再建支援法に基づく支援金の引き上げを国に求めるとともに、県独自の住宅再建支援制度を創設すること。
3. 避難者の孤独死を防ぐため、引き続き見守りや、心のケア、交流の場をつくるサロン活動などを充実させること。
4. 県内自主避難者への家賃補助の受付を再開し、子ども・妊婦に限定せず支援対象を拡大すること。
5. 高速道路無料化については全県民を対象とすること。あわせて県外からのボランティアにも適用させること。
6. 被災地の住宅の二重ローンについて対策を図ること。

五、産業復興と雇用拡大、再生可能エネルギーの促進について

1. 復興の大きな妨げとなるTPP参加、消費税増税の中止を求めること。
2. 中小企業の復旧・復興支援を強化し、制度の周知徹底を図ること。
3. 再生可能エネルギーの抜本的促進を図るため、既存水力、小水力、風力、バイオマス、地熱などの活用促進を図ること。
4. 住宅の太陽光パネル設置費用の補助額を引き上げるとともに、低金利の融資制度を創設すること。
5. 県産材使用の住宅補助事業を拡充させ、省エネ住宅への補助事業を創設すること。
6. 福島県の農業振興に向け、農地の汚染状況を一筆ごとに測定し、奨励作物などの作

付の展望を示すこと。

7. 果樹の改植を支援し、産地を維持すること。
8. 富士通に対し、再就職支援にとどめず、雇用維持を図るようあらゆる措置を講ずるよう申し入れること。

六、子どもたちへの支援と教育の充実について

原発事故から2年が経過し、子どもたちの成長にさまざまな影響が出ています。

1. 甲状腺検査の第1回目の検査を早期に終了できるようにするとともに、引き続き県民への丁寧な説明をすすめながら、2次検査を促進すること。
2. ホールボディカウンターによる内部被曝検査を市町村と連携し促進すること。
3. 専門家の意見を取り入れ、子どもたちの肥満や体力低下対策をすすめること。
4. 学校のすべての教室にエアコンを設置すること。
5. 原発事故被害に対する子どもたちの心のケア対策を行うこと。
6. 富岡町の仮設小中学校の体育館整備など、避難を強いられている子どもの教育環境整備を図ること。
7. 余震が頻発している現状から、災害時の避難所となる学校の耐震化を急ぎ、自家発電設備の設置や寝具・温かい食事の提供体制等の機能強化を図ること。
8. 慢性的な待機児童を解消し安心して働きながら子育てできるよう、公立認可保育所と学童保育を増設すること。
9. 学校現場の教員や保護者、地域との連携で、いじめ・体罰を根絶すること。
10. 子ども・被災者支援法の基本方針を策定するよう、引き続き国に求めること。

七、医療・福祉の充実について

災害関連死が認定されただけでも1400人にのぼると発表されています。もともとの医療福祉分野の遅れに震災・原発事故が加わっており、きめ細かい対応が県に求められています。

1. 県立病院の統廃合方針を撤回し、公的な医療提供体制の再構築へと政策転換を行なうこと。
2. 医師・看護師確保、介護職員確保に引き続き力を尽くすこと。
3. がん検診や各種健康診断を無料とすること。
4. 新型インフルエンザ対策を引き続き進めること。風疹の予防接種を無料とすること。
5. 国民健康保険事業の広域化に反対し、住民負担が増えないよう各市町村の国保財政に対する県の拠出金制度を創設すること。
6. 子どもの医療費無料化にあたっての市町村へのペナルティをなくすよう国に求め、当面はペナルティ分を県が負担すること。
7. 障がい者総合支援法施行にともない、難病患者が支援対象となったことについて市町村への周知徹底を図り、必要なサービスの利用へつなげること。
8. 聴覚障害者情報提供施設の家賃は県が負担すること。職員体制を拡充すること。

以上